

## 【アメリカ】日米関係の重要性に関する上院決議

海外立法情報課 西住 祐亮

\* 2015年4月28日、日米関係の重要性を確認する決議がコーカー上院議員等により発案され、上院本会議にて成立したので紹介する。

### 1 決議の発案者

安倍首相による連邦議会演説を翌日に控えた2015年4月28日、連邦議会上院は「世界の安全・繁栄・人権を確保する上での日米関係の重要性を確認する」と題する決議(S.Res.153)を成立させた(注1)。同決議の主な発案者は上院外交委員会委員長のボブ・コーカー(Bob Corker)上院議員(共和党、テネシー州)である。その他、同委員会でも少数党筆頭理事を務めるベンジャミン・カルダン(Benjamin Cardin、民主党、メリーランド州)やコーリー・ガードナー(Cory Gardner、共和党、コロラド州)、メイジー・ヒロノ(Mazie Hirono、民主党、ハワイ州)、ロバート・メネンデス(Robert Menendez、民主党、ニュージャージー州)、デイヴィッド・パーデュ(David Perdue、共和党、ジョージア州)、マルコ・ルビオ(Marco Rubio、共和党、フロリダ州)、ブライアン・シャーツ(Brian Schatz、民主党、ハワイ州)、ジーン・シャヒーン(Jeanne Shaheen、民主党、ニューハンプシャー州)という超党派の上院議員が同決議の共同発案者として名を連ねている(主な発案者を含めて共和党4名、民主党5名)。

### 2 決議前文の概要

同決議は前文の冒頭で、日米同盟が世界の平和と安定の要石であることを確認し、また日米同盟が日本及びアジア太平洋の平和と安定に対する米国のコミットメントを示すものであると謳っている。加えて日米両国が外交関係を樹立した1854年3月31日の日米和親条約や日米が敵味方として対峙した第二次世界大戦の終戦といった日米関係の歴史を振り返った上で、同決議は現在の日米が様々な政治経済上の諸価値を共有する関係であることやグローバルな諸課題に取り組む上で日米の協力関係が不可欠であることを強調している。更に集団的自衛権の行使を可能とする日本政府の憲法解釈の変更について、同決議は「日本の防衛と地域の安定確保に関する同盟の能力を強化する行動」であるとして評価している。また[中国の海洋進出問題に関連し]同決議は、同盟が東シナ海における海洋安全保障、海上航行・通商・上空飛行の自由を確保する上で重要であることを確認し、また、東シナ海や南シナ海などにおいて、法の支配に対する尊重を支持し、現状の変更をもくろむ強制や威嚇、力の行使に反対していく上で、日本はアメリカの強力なパートナーとしての立場を取ると述べている。加えて北朝鮮問題については、北朝鮮が大量破壊兵器を用いて世界の平和と安定を脅かすことをやめ、人権を尊重し、国民が自由に生活できる国家になるように、日米が協同して取り組んでいくと同前文は述べている。そして末尾で、同決議は日本にルーツを持ちながらも米国の発展に多大な貢献を行ったダニエル・イノウエ

(Daniel Inouye) 元上院議員や 1912 年に日本から米国へ送られた桜を引き合いに出し、日米間の人的交流の伝統と深みを称えている。

### 3 決議本文 (全訳)

上院は、

- (1) アジア太平洋地域及びそれを越えた地域の平和と安定を維持する上での日米同盟の重要性を再確認する。また米国による拡大抑止、日米防衛協力ガイドラインの改訂、国際協力の原則に基づく日本による「平和への積極的貢献」の重要性についても再確認する。
- (2) サイバー空間や宇宙空間にまで及ぶ新たな課題に対処するためにも、日米同盟を強化しようとする現在進行形の努力を支持する。
- (3) 東シナ海・南シナ海における海洋安全保障の強化、及び海上航行・通商・上空飛行の自由の確保に関する日米の強固な協力を支持する。
- (4) 尖閣諸島をめぐる最終的な主権について米国政府は特定の立場をとらないが、尖閣諸島に関する日本の施政権を米国は承認し、また同施政権を弱体化させようとするいかなる一方的な行動にも米国が反対することを認識する。
- (5) 尖閣諸島に関する日本の施政権に対する米国の承認が第三国によるいかなる一方的な行動にも影響されないこと、及び日本の施政権下の領域に対するいかなる武力攻撃に対しても米国が日米安全保障条約に基づいて関与し続けることを再確認する。
- (6) 人類の安全にとって脅威となるグローバルな諸課題に取り組む上での日本政府からの支援を認識する。
- (7) 日米の学術・文化交流の拡大を支持する。とりわけ人と人の絆を深める目的から日本人学生による米国の大学への留学や米国人学生による日本の大学への留学を奨励する。
- (8) グローバルな諸課題に向き合うため、科学における研究開発や技術分野での日米の協力拡大を奨励する。
- (9) 日米の経済・通商関係の深化を促進する。また日米両国、アジア太平洋地域、更には世界の繁栄にとって重要な女性の地位向上も促進する。
- (10) 人権促進の領域における日米の政府間協力の継続を求める。

注 (インターネット情報は 2015 年 6 月 19 日現在のもの。[ ]は筆者による補足。)

- (1) “Senate Resolution 153: Recognizing the importance of the United States-Japan Relationship to safeguarding global security, prosperity, and human rights” 2015 年 4 月 28 日の連邦議会議事録を参照。 *The Congressional Record* (April 28, 2015) S2480-2481. <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CREC-2015-04-28/pdf/CREC-2015-04-28-pt1-PgS2480-2.pdf#page=1>>